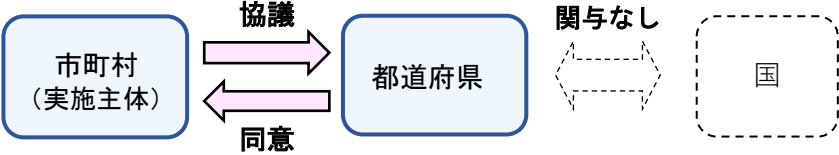


これまでの議論の整理

- 1 食料安保の観点に立った農地の確保（ゾーニング）に関する国の関与の在り方
- 2 農地の適正利用強化策の在り方
- 3 担い手の経営発展支援策の在り方

1 食料安保の観点に立った農地の確保（ゾーニング）に関する国の関与の在り方

現行制度	これまでの議論の整理
<p>〔農地を確保する責任〕</p> <ul style="list-style-type: none">○ 現行法では、国の責務は「市町村の計画を尊重して、農用地区域内の土地の農業上の利用の確保に努める」と規定 <p>〔農振除外の仕組み〕</p> <ul style="list-style-type: none">○ 農用地区域の除外は、市町村が発意し、都道府県が同意する仕組み（自治事務）であり、国の関与はない <p>農用地区域からの除外手続（自治事務）</p>  <p>→ 地方公共団体の判断で除外が可能</p> <p>〔ヒアリング者の意見〕</p> <ul style="list-style-type: none">○ 農振除外の課題は、地方自治体による都市的開発が優先され、区域変更が比較的容易な点。食料安定供給の観点から、一定規模以上の農用地区域からの除外は、国の関与が必要○ 現場に近いほど地域開発のための農地転用圧力が強く、都道府県だけでは対処困難。農地が持つ公益性を確保するには、農用地区域からの除外に際し国の関与の強化が必要○ 無秩序な開発を避け、食料供給に必要な農地を確保するため、農用地区域からの除外に係る国の関与を検討することが重要。国の関与があれば、無秩序な開発圧力に対抗可能	<ul style="list-style-type: none">○ 食料安全保障の強化が求められる中、食料の生産基盤である農地は国が守る責務がある旨を法定化を検討する必要があるのではないか○ 農振除外は、現場に近いほど開発圧力が強いため、都道府県・市町村だけに任せるのではなく、国の関与が必要ではないか。その際、地方公共団体との役割分担も考慮する必要があるのではないか○ 農振除外は、地域計画との整合性を確保できる仕組みとする必要があるのではないか○ 農地転用許可の厳格化も検討する必要があるのではないか

2 農地の適正利用強化策の在り方

現行制度

これまでの議論の整理

【営農型太陽光発電】

〔利用状況の確認〕

- 事業者による**毎年の実績報告**は、**農村振興局長通知**に基づき実施約**2割**が太陽光パネルの**下部農地**での営農に**支障**が発生

〔下部農地での営農への支障の割合〕

営農型太陽光発電設備数（R2年度末） 2,535件
うち支障あり **458件（18%）**

〔一時転用許可の要件〕

- 下部の農地での営農について、**下部の農地における単収が地域の平均的な単収と比較しておおむね8割以上**であること等が要件

〔ヒアリング者の意見〕

- パネル下部での作物の収量・品質の確保に加え、営農の採算性を問うため、**実績報告書**及び**収支報告書**の提出を**法定化**すべき
- 地域で営農実績のない作物に係る「**地域の平均的な単収**」の**判断方法を明確化**すべき
- **実証栽培の義務化**、営農実績に基づいた**一時転用期間の設定**について検討すべき
- **違反者の氏名の公表**や各市町村で**違反情報を共有**できる仕組みを検討すべき

【農地の権利移動規制】（3条許可）

- 3条許可要件は、「農地の全てを効率的に利用する」「周囲の農地利用に支障がない」など**農地利用に着目した許可**。「**人**」の属性は**対象外**であるため、**法令違反者**であっても**農地の権利取得は可能**

- **営農計画書・収支報告書**及び**毎年の実績報告書**の提出を**法令で義務付ける**必要があるのではないか。また、**営農が不十分な場合等は許可取消し**できる仕組みを検討する必要があるのではないか

- **違反転用者の氏名の公表**や**違反情報の共有**できる仕組みを検討する必要があるのではないか

- **単収8割要件**の基準となる「**地域の平均単収**」の**判断基準**を示す必要があるのではないか

- **地域計画内の農地**は、営農型太陽光発電の設置について**関係者の合意**が得られていることを**要件**とする必要があるのではないか

- 農地の適正利用の強化の観点から、3条許可の要件に法令遵守など**人の属性を求める**必要があるのではないか

- 我が国は、土地取得について**GATS**を留保していないため、農地の取引について**国籍のみを理由に差別的な取扱い**をすることは**できない**のではないか

3 担い手の経営発展支援策の在り方①（6次産業化支援）

現行制度	これまでの議論の整理				
<p>○ 経営発展のため農地を農業用施設用地に変更する場合、農地法上、転用許可が必要（但し、農作物の育成等のための2a未満の農業用施設用地であれば転用許可は不要）</p> <p>農業用施設の農地転用許可制度上の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="124 442 1015 913"> <tr> <td data-bbox="124 442 683 664"> <p>農畜産物処理加工・販売施設</p> <p>a 農畜産物処理加工施設 （精米所、加工施設など）</p> <p>b 農畜産物販売施設等 （直売所、道の駅など）</p> </td> <td data-bbox="683 442 1015 664"> <p>➡</p> <p>転用許可が必要</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="124 664 683 913"> <p>農作物の育成等のための農業用施設</p> <p>a 温室・畜舎</p> <p>b 農業用倉庫</p> <p>c 農機具収納施設</p> <p>d 集出荷施設</p> <p>e 上記に附帯する施設（駐車場など）等</p> </td> <td data-bbox="683 664 1015 913"> <p>➡</p> <p>2a以上 の場合 転用許可が必要</p> <p>2a未満 の場合 転用許可が不要</p> </td> </tr> </table> <p>【ヒアリング者の意見】</p> <p>○ 6次産業化を進めるには、倉庫や加工・販売施設等が必要。許可不要となる施設の規模（2a未満）が小さい上、転用許可に時間が掛かりすぎ。無秩序な転用促進はダメだが、地域計画に位置付けた施設であれば、規模に拘わらず許可不要とすべき</p> <p>○ 規模拡大すればする程、機械の置き場や倉庫等が必要となってくるので、現行要件を緩和すべき</p> <p>○ 農業に関する施設であれば、何でも良いという訳ではないが、事業の根本に関する施設については、現行要件を緩和すべき</p>	<p>農畜産物処理加工・販売施設</p> <p>a 農畜産物処理加工施設 （精米所、加工施設など）</p> <p>b 農畜産物販売施設等 （直売所、道の駅など）</p>	<p>➡</p> <p>転用許可が必要</p>	<p>農作物の育成等のための農業用施設</p> <p>a 温室・畜舎</p> <p>b 農業用倉庫</p> <p>c 農機具収納施設</p> <p>d 集出荷施設</p> <p>e 上記に附帯する施設（駐車場など）等</p>	<p>➡</p> <p>2a以上 の場合 転用許可が必要</p> <p>2a未満 の場合 転用許可が不要</p>	<p>○ 6次産業化を進めるには、現行要件を見直す必要があるのではないか。その際、無秩序な転用に繋がらないよう留意する必要があるのではないか</p> <p>○ 農業用施設のほか、転用許可不要の施設として附帯施設（社員寮や駐車場等）を位置付けるか検討する必要があるのではないか</p>
<p>農畜産物処理加工・販売施設</p> <p>a 農畜産物処理加工施設 （精米所、加工施設など）</p> <p>b 農畜産物販売施設等 （直売所、道の駅など）</p>	<p>➡</p> <p>転用許可が必要</p>				
<p>農作物の育成等のための農業用施設</p> <p>a 温室・畜舎</p> <p>b 農業用倉庫</p> <p>c 農機具収納施設</p> <p>d 集出荷施設</p> <p>e 上記に附帯する施設（駐車場など）等</p>	<p>➡</p> <p>2a以上 の場合 転用許可が必要</p> <p>2a未満 の場合 転用許可が不要</p>				

3 担い手の経営発展支援策の在り方②（川下等との連携強化）

現行制度

- **農地の所有**は、農地法上、**農地所有適格法人**に**限定**。農地所有適格法人は、**農業関係者の議決権が50%超等**の要件を満たす必要

【川上企業からの主な意見】

- 融資だけに頼ると**自己資本比率の低下**に繋がり、金融機関から**追加融資を受けるのが困難**
- **自己資本比率や対外的信用力が向上**。農業収入のある時期は限られるが、**運転資金は常時必要**。出資により財務基盤を強化しておく必要
- 経営発展には、加工や販売、財務、人事等の**経営能力が必要**であり、農業者だけでは限界。**出資により外部の役員を受け入れることで、更に経営発展することが可能**
- 現行の議決権要件について、**地域に根差した農地所有適格法人に限り緩和**して欲しい。緩和の特例を受けられる農地所有適格法人の判断は、**国が行う必要**
- 川上と川下の連携強化の観点から、**食品産業に限り議決権要件を緩和**してはどうか。但し、**農業関係者の経営決定権の確保**にも留意する必要
- **出資できる食品産業**の判断は、**国が行う必要**

【川下企業からの主な意見】

- **地域のために頑張っている農地所有適格法人に限り議決権要件の特例**を認めて欲しい。併せて、**国による認定や罰則強化等の歯止め措置が必要**
- **JAや公庫の融資**は、設備資金は簡単に下りるが、**運転資金は困難**。よって、当社が川上の法人の運転資金を支援。**農業者が経営権を持つことが基本**だが、**当社のような川下の法人が50%以上出資できる仕組み**を用意することが重要

【金融機関の主な意見】

- 専門部署を設けて農業に出資。**出資先は融資の取引先が基本**であり、**地銀が議決権を持って経営参画することは農業経営にプラス**という評価を頂く。農業に出資している**地銀ファンドを農業関係者と扱って欲しい**
- **出資上限がある点**が課題。また、当社は出資先と綿密に事業計画を練り上げるので、**出資の決定まで数ヶ月要する**

これまでの議論の整理

- 農地法で規定している農地所有適格法人は、基本的に家族経営の延長線の法人。**川下との連携強化等により経営発展する法人は農地法の想定を超えており、農地法とは別の制度で仕組む必要があるのではないか**
- 議決権の特例の対象は、全ての農地所有適格法人ではなく**地域に根差して地元の信頼を得ながら実績をあげた法人**、例えば、**地域計画に位置付けられた法人に限定**する必要があるのではないか。**国の関与が必要ではないか**
- 現行の議決権要件を見直す場合でも、**農業者の決定権を確保**する必要があるのではないか。また、**国の関与が必要ではないか**
- 議決権要件を緩和する際には、**経営監視・転用規制の強化等、不適正利用対策を併せて講じる**必要があるのではないか
- 川下からの出資だけではなく、**アグリ社や地銀が更に出資できるよう制度を見直す**必要があるのではないか